

# 嶺南広域行政組合管理者会の設置及び運営に関する規程

平成 9 年 7 月 1 日

訓 令 第 1 号

## (設置)

第 1 条 嶺南広域行政組合(以下「組合」という。)の基本的な事項について協議するため、嶺南広域行政組合に嶺南広域行政組合管理者会(以下「管理者会」という。)を設置する。

## (組織)

第 2 条 管理者会は、管理者及び副管理者(以下「委員」という。)をもってこれを組織する。

## (招集)

第 3 条 管理者会は、管理者が招集する。

2 委員 2 人以上の者から管理者会の招集の請求があったときは、管理者は、これを招集しなければならない。

3 管理者会の招集は、管理者が、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に対し通知することにより行う。

## (代理出席)

第 4 条 委員は、やむを得ない理由により管理者会に出席できないときは、当該委員の属する市町の職員を代理人として出席させることができる。

## (会議)

第 5 条 管理者会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。この場合、前条の規定に基づいて代理出席があった場合は、出席したものとみなす。

2 管理者は、会議の議長となる。

3 管理者会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (関係者の出席)

第 6 条 管理者会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

## (管理者会の議決事項)

第 7 条 次に掲げる事項は、管理者会の議決を経なければならない。

(1) 重要な事業計画及び実施方針の決定に関すること。

(2) 予算案に関すること。

- (3) 条例等、議会議決案件に関する事。
- (4) 規則、訓令等の制定又は改廢に関する事。
- (5) 重要な許可あるいは認可等の行政処分にに関する事。
- (6) 重要な公有財産の取得、譲与、貸付若しくは処分、不動産の信託の受益権の買入若しくは売払い又は行政財産の用途の変更若しくは廢止に関する事。
- (7) 重要な契約の締結及びこれらの変更又は解除に関する事。
- (8) 組合議会の権限に属する事項の専決処分にに関する事。
- (9) 特別職の職員の任免に関する事。
- (10) 前各号に準ずる重要若しくは異例に属する事項又は先例になると認められる事項に関する事。

(その他の運営事項)

第8条 この規程に定めるものを除くほか、管理者会の運営について必要な事項は、委員が協議して定める。

附 則

この規程は、平成9年7月1日から施行する。